

○厚生労働省告示第二百号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年五月十九日から適用する。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前										
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード				
(略)							(略)										
1703から 1706まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ナタリズマブ、グラチラマー酢酸塩、インターフェロン、J039、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							4あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4あり	ナタリズマブ	(略)	(略)
(略)							(略)										
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ベムプリゾマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ペムトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アフアチニブマレイン酸塩、エルロチニブ、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、オシメルチニブメシル酸塩	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)							(略)										

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
86	<u>ベネトクラクス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3513及び3523</u>
87	<u>レンバチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1920から1922まで、 1924及び1925</u>
88	<u>アザシチジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3513及び3523</u>
89	<u>オシドロスタットリン酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3163から3166まで、 3168、3169、3187及び 3190から3192まで</u>

別表

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

90	<p>ラロトレクチニブ硫酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>5、6、1769、1842から 1845まで、1920から 1922まで、1940、 1941、1953、1969、 1970、2234、2463から 2466まで、2480、 2481、2500、2502、 2519、2520、2552から 2554まで、2596から 2598まで、2612、 2613、2631、2632、 2637、2860、2868、 2869、2879、2880、 3046、3047、3098から 3100まで、3121、 3131、3223、3224、 3234、3258、3259、 3275、3290、3291、 3381、3382、3404、 3405、3513、3539及び 3540</p>
91	<p>ペミガチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2596から2598まで、 2603、2604、2612、 2613、2617及び2621</p>
92	<p>オフアツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1706</p>
93	<p>ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3561</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

94	<u>デニロイキン ジフチトクス（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3559及び3560
95	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）・ボルヒアルロニダーゼアルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3575
96	<u>イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	1703から1706まで
97	<u>アミカシン硫酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	2185及び2186
98	<u>リソカブタゲン マラルユーセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和3年3月22日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3539から3547まで及び 3551から3562まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)